

令和3年5月27日

建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第101号

川崎市都市公園条例の一部を改正する
条例の制定について

建設緑政局

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

現在、大師公園に導入している指定管理者の更新にあわせ、同区内にある小田球場、桜川球場、池上新田球場及び大師公園駐車場についても指定管理区域とするほか、関係施設について施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制の導入を行う。

利用料金制の導入にあたり、利用料金の規定を新たに設けるなど所要の整備を行うもの及び、中原区内にある等々力球場の屋内野球練習場について、供用時間の変更を行うため条例の一部を改正するもの。

2 主な改正内容

(1) 利用料金の設定

種別		単位		利用料
野球場 (大師公園・小田公園・桜川公園・池上新田公園)		1箇所1回(2時間以内)		2,500円
野球場照明施設(大師公園)		1箇所1回(1時間以内)		6,000円
テニスコート(大師公園)		1面1回(1時間以内)		750円
駐車場(大師公園)	普通自動車	1台	1時間まで	200円
		1回	超過時間30分までごとに	100円
	準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台	1時間まで	500円
		1回	超過時間30分までごとに	250円

(2) 等々力球場の屋内野球練習場の供用時間の変更

改正前		⇒	改正後	
供用期間	供用時間		供用期間	供用時間
1月1日から 12月31日まで	午前9時から午後5時まで		4月1日から 10月31日まで	午前6時から午後8時30分まで
			11月1日から11月30日まで 3月1日から3月31日まで	午前8時から午後8時30分まで
			12月1日から 翌年の2月末日まで	午前8時から午後5時まで

3 附則

(1) 施行期日

等々力球場の屋内野球練習場の供用時間の変更については令和3年8月1日

その他は規則の定める日

(2) 経過措置

この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用の承認その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第18条の2第1項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った利用の承認その他の行為とみなす。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (有料公園施設) 第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p>		<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (有料公園施設) 第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p>	
都市公園名	種別	都市公園名	種別
富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 駐車場	富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 駐車場
大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール	大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール

改正後		改正前	
	駐車場		
御幸公園	野球場 野球場照明施設	御幸公園	野球場 野球場照明施設
小田公園	野球場	小田公園	野球場
桜川公園	野球場	桜川公園	野球場
池上新田公園	野球場	池上新田公園	野球場
平間公園	水泳プール	平間公園	水泳プール
小倉西公園	水泳プール	小倉西公園	水泳プール
川崎市中原平和公園	野外音楽堂	川崎市中原平和公園	野外音楽堂
稲田公園	水泳プール	稲田公園	水泳プール
とんびいけ公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート	とんびいけ公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート
等々力緑地	テニスコート テニスコート照明施設 陸上競技場 陸上競技場照明施設 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室 陸上競技場第3特別室 陸上競技場第4特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シャワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場関係者室 陸上競技場練習室 陸上競技場多目的室 陸上競技場放送室	等々力緑地	テニスコート テニスコート照明施設 陸上競技場 陸上競技場照明施設 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室 陸上競技場第3特別室 陸上競技場第4特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シャワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場関係者室 陸上競技場練習室 陸上競技場多目的室 陸上競技場放送室

改正後		改正前	
	陸上競技場テレビ・ラジオ中継室 陸上競技場大型映像装置 陸上競技場写真判定室 補助競技場 運動広場 野球場 野球場照明施設 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカー室 野球場関係者室 屋内野球練習場 サッカー場 サッカー場照明施設 釣池		陸上競技場テレビ・ラジオ中継室 陸上競技場大型映像装置 陸上競技場写真判定室 補助競技場 運動広場 野球場 野球場照明施設 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカー室 野球場関係者室 屋内野球練習場 サッカー場 サッカー場照明施設 釣池
生田緑地	ゴルフ場 駐車場	生田緑地	ゴルフ場 駐車場
多摩川緑地	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場 バーベキュー広場	多摩川緑地	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場 バーベキュー広場

2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場 陸上競技場第 1 特別室 陸上競技場第	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後6時まで (ただし、照 明施設を有す	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必 要に応じ左 欄の供用期 間、供用時

2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場 陸上競技場第 1 特別室 陸上競技場第	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後6時まで (ただし、照 明施設を有す	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必 要に応じ左 欄の供用期 間、供用時

改正後					改正前								
2 特別室 陸上競技場第 3 特別室 陸上競技場第 4 特別室 陸上競技場会 議室 陸上競技場シ ャワー室 陸上競技場ロ ッカー室 陸上競技場関 係者室 陸上競技場練 習室 陸上競技場多 目的室 陸上競技場放 送室 陸上競技場テ レビ・ラジオ 中継室 陸上競技場大 型映像装置 陸上競技場写 真判定室	11月1日から 翌年の3月31 日まで	る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで) 午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)	間及び休場 日を変更す ることがで きる。ただ し、第18条 の2第1項 に規定する 指定管理者 が管理を行 う有料施設 にあって は、当該指 定管理者 は、必要に 応じ、あら かじめ市長 の承認を得 て、同欄の 供用期間、 供用時間及 び休場日 を変更する ことができ る。	2 特別室 陸上競技場第 3 特別室 陸上競技場第 4 特別室 陸上競技場会 議室 陸上競技場シ ャワー室 陸上競技場ロ ッカー室 陸上競技場関 係者室 陸上競技場練 習室 陸上競技場多 目的室 陸上競技場放 送室 陸上競技場テ レビ・ラジオ 中継室 陸上競技場大 型映像装置 陸上競技場写 真判定室	11月1日から 翌年の3月31 日まで	る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで) 午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)	間及び休場 日を変更す ることがで きる。ただ し、第18条 の2第1項 に規定する 指定管理者 が管理を行 う有料施設 にあって は、当該指 定管理者 は、必要に 応じ、あら かじめ市長 の承認を得 て、同欄の 供用期間、 供用時間及 び休場日 を変更する ことができ る。	陸上競技場照 明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時	陸上競技場照 明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時

改正後					改正前				
			30分まで				30分まで		
補助競技場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後5時まで			補助競技場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後5時まで		
運動広場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の1月31 日まで 2月1日から 3月31日まで	午前6時から 午後6時まで 午前8時から 午後4時まで 午前8時から 午後5時まで			運動広場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の1月31 日まで 2月1日から 3月31日まで	午前6時から 午後6時まで 午前8時から 午後4時まで 午前8時から 午後5時まで		
野球場 野球場会議室 野球場シャワ ー室 野球場ロッカ ー室 野球場関係者 室 サッカー場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前6時から 午後6時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前6 時から午後8 時30分まで) 午前8時から 午後4時まで (ただし、照 明施設を有す るサッカー場 については午 前8時から午			野球場 野球場会議室 野球場シャワ ー室 野球場ロッカ ー室 野球場関係者 室 サッカー場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前6時から 午後6時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前6 時から午後8 時30分まで) 午前8時から 午後4時まで (ただし、照 明施設を有す るサッカー場 については午 前8時から午		

改正後						改正前					
			後 8 時30分まで、照明施設を有する野球場の11月 1 日から11月30日までの期間及び 3 月 1 日から 3 月31日までの期間については午前 8 時から午後 8 時30分まで)						後 8 時30分まで、照明施設を有する野球場の11月 1 日から11月30日までの期間及び 3 月 1 日から 3 月31日までの期間については午前 8 時から午後 8 時30分まで)		
テニスコート バレーボール 場	4 月 1 日から 10月31日まで	午前 9 時から 午後 6 時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前 9 時から午後 8 時30分まで)				テニスコート バレーボール 場	4 月 1 日から 10月31日まで	午前 9 時から 午後 6 時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前 9 時から午後 8 時30分まで)			
	11月 1 日から 翌年の 3 月31 日まで	午前 9 時から 午後 5 時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前 9 時から午後 8 時30分まで)					11月 1 日から 翌年の 3 月31 日まで	午前 9 時から 午後 5 時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前 9 時から午後 8 時30分まで)			

改正後					改正前				
野球場照明施設	3月1日から 11月30日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月1日から 翌年の2月末 日までの日		野球場照明施設	3月1日から 11月30日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月1日から 翌年の2月末 日までの日	
屋内野球練習場	4月1日から 10月31日まで	午前6時から 午後8時30分 まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日		(新設)				
	11月1日から 11月30日まで	午前8時から 午後8時30分 まで							
	3月1日から 3月31日まで	午後8時30分 まで							
	12月1日から 翌年の2月末 日まで	午前8時から 午後5時まで							
サッカー場照明施設 テニスコート 照明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで			サッカー場照 明施設 テニスコート 照明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	
相撲場		午前9時から 午後5時まで			屋内野球練習 場 相撲場		午前9時から 午後5時まで		
水泳プール	7月10日から 8月31日まで	午前9時から 午後5時まで	9月1日から 翌年の7月9 日までの日		水泳プール	7月10日から 8月31日まで	午前9時から 午後5時まで	9月1日から 翌年の7月9 日までの日	
釣池	4月1日から 6月30日まで 9月1日から 10月31日まで	土曜日、日曜 日及び国民の 祝日に関する 法律（昭和23 年法律第178	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ し、休日を除		釣池	4月1日から 6月30日まで 9月1日から 10月31日まで	土曜日、日曜 日及び国民の 祝日に関する 法律（昭和23 年法律第178	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ し、休日を除	

改正後				改正前			
		号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日は午前6時から午後5時まで 上記以外は午前8時30分から午後5時まで 7月1日から8月31日まで 11月1日から翌年の3月31日まで	く。) 休日の翌日(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)			号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日は午前6時から午後5時まで 上記以外は午前8時30分から午後5時まで 7月1日から8月31日まで 11月1日から翌年の3月31日まで	く。) 休日の翌日(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)
野外音楽堂	1月1日から12月31日まで	午前9時から午後8時30分まで		野外音楽堂	1月1日から12月31日まで	午前9時から午後8時30分まで	
パークボール場	4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年の3月31日まで	午前9時から午後5時まで 午前9時から午後4時まで	12月29日から翌年の1月4日までの日曜日(ただし、休日に当たるときは、当該日直後の休日に当たらない日)	パークボール場	4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年の3月31日まで	午前9時から午後5時まで 午前9時から午後4時まで	12月29日から翌年の1月4日までの日曜日(ただし、休日に当たるときは、当該日直後の休日に当たらない日)

改正後					改正前				
				木曜日（ただし、休日に当たるときは、当該日直後の土曜日、日曜日又は休日のいずれにも当たらない日）					木曜日（ただし、休日に当たるときは、当該日直後の土曜日、日曜日又は休日のいずれにも当たらない日）
バーベキュー 広場	4月1日から 9月30日まで 10月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日		バーベキュー 広場	4月1日から 9月30日まで 10月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	
ゴルフ場	1月2日から 12月31日まで	午前6時30分 から午後6時 30分まで	1月1日		ゴルフ場	1月2日から 12月31日まで	午前6時30分 から午後6時 30分まで	1月1日	
球技場 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレ ビ・ラジオ中 継室 球技場関係者 室 多目的屋内施 設会議室 多目的屋内施 設シャワー室	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後10時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日		球技場 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレ ビ・ラジオ中 継室 球技場関係者 室 多目的屋内施 設会議室 多目的屋内施 設シャワー室	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後10時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	

改正後					改正前				
多目的屋内施設 ロッカー室 多目的屋内施設 多目的室					多目的屋内施設 ロッカー室 多目的屋内施設 多目的室				
球技場照明施設		午後6時30分から午後10時まで			球技場照明施設		午後6時30分から午後10時まで		
駐車場		午前0時から午後12時まで (ただし、大師公園及び生田緑地における入場については、午前5時から午後10時まで)	なし		駐車場		午前0時から午後12時まで (ただし、生田緑地における入場については、午前5時から午後10時まで)	なし	

(利用の承認)

第7条 有料施設を利用しようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設を利用しようとする者は、当該指定管理者が別に定めるところにより当該指定管理者に申請し、当該指定管理者の承認を受けなければならない。

3 市長又は第18条の2第1項に規定する指定管理者は、前2項の規定により承認を行うに当たっては、それぞれが行う承認に管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用料)

第8条 市長は、有料施設（野球場（富士見公園、大師公園、小田公園、桜

(利用の承認)

第7条 有料施設を利用しようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設を利用しようとする者は、当該指定管理者が別に定めるところにより当該指定管理者に申請し、当該指定管理者の承認を受けなければならない。

3 市長又は第18条の2第1項に規定する指定管理者は、前2項の規定により承認を行うに当たっては、それぞれが行う承認に管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用料)

第8条 市長は、有料施設（野球場（富士見公園に設けるものに限る。）、

改正後					改正前				
<p>川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。)、パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室、野球場照明施設(大師公園に設けるものに限る。)、テニスコート(大師公園に設けるものに限る。)及び駐車場を除く。)を利用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>有料施設の使用料</p>					<p>パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室及び駐車場を除く。)を利用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>有料施設の使用料</p>				
種別	専用使用料		個人使用料		種別	専用使用料		個人使用料	
	単位	金額	単位	金額		単位	金額	単位	金額
陸上競技場	1箇所	1回	26,000円	1人	18歳以上の者	200円	1人	18歳以上の者	200円
	/ (4時間以内)		円	回	13歳以上18歳未満の者	100円	回	13歳以上18歳未満の者	100円
陸上競技場 照明施設	1回(1時間以内)	全点灯	102,000円						
		4分の3点灯	76,500円						
		2分の1点灯	51,000円						
		4分の1点灯	25,500円						
陸上競技場 第1特別室	1箇所	1回	18,000円						
	/ (4時間以内)		円						
陸上競技場 第2特別室	同(同)		6,000円						
陸上競技場	同(同)		13,000円						

改正後					改正前				
第3特別室		円			第3特別室		円		
陸上競技場	1回(同)	24,000			陸上競技場	1回(同)	24,000		
第4特別室		円			第4特別室		円		
陸上競技場	／1箇所／1回	6,000円			陸上競技場	／1箇所／1回	6,000円		
会議室	／(同)				会議室	／(同)			
陸上競技場	1箇所	3,000円			陸上競技場	1箇所	3,000円		
シャワー室	1回				シャワー室	1回			
陸上競技場	同	3,000円			陸上競技場	同	3,000円		
ロッカー室					ロッカー室				
陸上競技場	／1箇所／1回	10,000			陸上競技場	／1箇所／1回	10,000		
関係者室	／(4時間以内)	円			関係者室	／(4時間以内)	円		
陸上競技場	同(同)	4,000円			陸上競技場	同(同)	4,000円		
練習室					練習室				
陸上競技場	同(同)	6,000円			陸上競技場	同(同)	6,000円		
多目的室					多目的室				
陸上競技場	1回(同)	3,000円			陸上競技場	1回(同)	3,000円		
放送室					放送室				
陸上競技場	／1箇所／1回	6,000円			陸上競技場	／1箇所／1回	6,000円		
テレビ・ラ	／(同)				テレビ・ラ	／(同)			
ジオ中継室					ジオ中継室				
陸上競技場	1箇所	50,000			陸上競技場	1箇所	50,000		
大型映像装	1日1回	円			大型映像装	1日1回	円		
置					置				
陸上競技場	1日1回	18,000			陸上競技場	1日1回	18,000		
写真判定室		円			写真判定室		円		
補助競技場	1回(4時間以	5,000円	1人1	18歳以上の者 200円	補助競技場	1回(4時間以	5,000円	1人1	18歳以上の者 200円
	内)		回	13歳以上18歳未満の者		内)		回	13歳以上18歳未満の者

改正後					改正前				
				(高校生を含む。) 100円					(高校生を含む。) 100円
運動広場	同 (1時間以内)	1,000円			運動広場	同 (1時間以内)	1,000円		
野球場 (等々力緑地に設けるものに限る。)	／ 1箇所／ 1回 ／ (2時間以内)	11,500円			野球場 (等々力緑地に設けるものに限る。)	／ 1箇所／ 1回 ／ (2時間以内)	11,500円		
野球場(富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園、池上新田公園及び等々力緑地に設けるものを除く。)	同(同)	2,500円			野球場(富士見公園及び等々力緑地に設けるものを除く。)	同(同)	2,500円		
野球場照明施設(大師公園に設けるものを除く。)	同(1時間以内)	6,000円			野球場照明施設	同(1時間以内)	6,000円		
野球場会議室	同(4時間以内)	8,200円			野球場会議室	同(4時間以内)	8,200円		
野球場シャワー室	／ 1箇所／ 1回	2,400円			野球場シャワー室	／ 1箇所／ 1回	2,400円		
野球場ロッ	同	2,800円			野球場ロッ	同	2,800円		

改正後					改正前				
カー室					カー室				
野球場関係 者室	／ 1箇所／ 1回 ／ (4時間以内)	4,300円			野球場関係 者室	／ 1箇所／ 1回 ／ (4時間以内)	4,300円		
屋内野球練 習場	1回 (1時間以 内)	1,000円			屋内野球練 習場	1回 (1時間以 内)	1,000円		
サッカー場	／ 1箇所／ 1回 ／ (2時間以内)	2,500円			サッカー場	／ 1箇所／ 1回 ／ (2時間以内)	2,500円		
サッカー場 照明施設	1回 (1時間以 内)	1,500円			サッカー場 照明施設	1回 (1時間以 内)	1,500円		
テニスコ ート (大師公 園に設ける ものを除 く。)	／ 1面／ 1回／ (1時間以内)	750円			テニスコ ート	／ 1面／ 1回／ (1時間以内)	750円		
テニスコ ート照明施設	同 (同)	800円			テニスコ ート照明施設	同 (同)	800円		
バレーボー ル場	同 (同)	750円			バレーボー ル場	同 (同)	750円		
相撲場	1回 (4時間以 内)	5,000円	1人1 回 (2時 間以内)	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円	相撲場	1回 (4時間以 内)	5,000円	1人1 回 (2時 間以内)	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円
水泳プール	／ 1箇所／ 1回 ／ (同)	18,000 円	1人1 回	15歳以上の者 300円 3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) 100円	水泳プール	／ 1箇所／ 1回 ／ (同)	18,000 円	1人1 回	15歳以上の者 300円 3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) 100円
釣池			同	15歳以上の者 750円	釣池			同	15歳以上の者 750円

改正後					改正前				
				6歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) 200円					6歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) 200円
野外音楽堂	1回(4時間以内)	7,800円			野外音楽堂	1回(4時間以内)	7,800円		
備考 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、この表の6倍以内に相当する額とする。 2 前項の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入場料その他これに類する料金を徴収する場合における当該有料施設の使用料の額は、この表に掲げる使用料に当該有料施設の当該料金収入総額に100分の10以内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。 3 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に1箇所1日1件につき50,000円を加算した額とする。 4 附属器具の使用料については、市長が別に定める。					備考 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、この表の6倍以内に相当する額とする。 2 前項の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入場料その他これに類する料金を徴収する場合における当該有料施設の使用料の額は、この表に掲げる使用料に当該有料施設の当該料金収入総額に100分の10以内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。 3 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に1箇所1日1件につき50,000円を加算した額とする。 4 附属器具の使用料については、市長が別に定める。				
2 前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。 (利用料金)					2 前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。 (利用料金)				
第8条の2 第7条第2項の承認(パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、野球場(富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。)、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室、野球場照明施設(大師公園に設けるものに限					第8条の2 第7条第2項の承認(パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、野球場(富士見公園に設けるものに限る。)、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室又は駐車場(以下「パークボール場等」という。)に係るものに限る。)を受けた者は、第18条の				

改正後				改正前																																																							
<p>る。)、テニスコート(大師公園に設けるものに限る。))又は駐車場(以下「パークボール場等」という。)に係るものに限る。)を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者(パークボール場等の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。)に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものとする。</p>				<p>2 第1項に規定する指定管理者(パークボール場等の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。)に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものとする。</p>																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th colspan="2">単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パークボール場</td> <td colspan="2">1人1回</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>バーベキュー広場</td> <td colspan="2">1人1日</td> <td>6歳以上の者 500円</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場</td> <td colspan="2">1人1回</td> <td>19,900円</td> </tr> <tr> <td>野球場(富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。))</td> <td colspan="2">1箇所 1回(2時間以内)</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">球技場</td> <td rowspan="2">入場料その他これに類する料金を徴</td> <td>全面利用 4分の3 全面利用</td> <td>1回(1時間以内) 18,140円</td> </tr> <tr> <td>半面利用</td> <td>同(同) 17,280円</td> </tr> </tbody> </table>				種別	単位		金額	パークボール場	1人1回		500円	バーベキュー広場	1人1日		6歳以上の者 500円	ゴルフ場	1人1回		19,900円	野球場(富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。))	1箇所 1回(2時間以内)		2,500円	球技場	入場料その他これに類する料金を徴	全面利用 4分の3 全面利用	1回(1時間以内) 18,140円	半面利用	同(同) 17,280円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th colspan="2">単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パークボール場</td> <td colspan="2">1人1回</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>バーベキュー広場</td> <td colspan="2">1人1日</td> <td>6歳以上の者 500円</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場</td> <td colspan="2">1人1回</td> <td>19,900円</td> </tr> <tr> <td>野球場(富士見公園に設けるものに限る。))</td> <td colspan="2">1回(2時間以内)</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">球技場</td> <td rowspan="2">入場料その他これに類する料金を徴</td> <td>全面利用 4分の3 全面利用</td> <td>1回(1時間以内) 18,140円</td> </tr> <tr> <td>半面利用</td> <td>同(同) 17,280円</td> </tr> </tbody> </table>				種別	単位		金額	パークボール場	1人1回		500円	バーベキュー広場	1人1日		6歳以上の者 500円	ゴルフ場	1人1回		19,900円	野球場(富士見公園に設けるものに限る。))	1回(2時間以内)		2,500円	球技場	入場料その他これに類する料金を徴	全面利用 4分の3 全面利用	1回(1時間以内) 18,140円	半面利用	同(同) 17,280円
種別	単位		金額																																																								
パークボール場	1人1回		500円																																																								
バーベキュー広場	1人1日		6歳以上の者 500円																																																								
ゴルフ場	1人1回		19,900円																																																								
野球場(富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。))	1箇所 1回(2時間以内)		2,500円																																																								
球技場	入場料その他これに類する料金を徴	全面利用 4分の3 全面利用	1回(1時間以内) 18,140円																																																								
		半面利用	同(同) 17,280円																																																								
種別	単位		金額																																																								
パークボール場	1人1回		500円																																																								
バーベキュー広場	1人1日		6歳以上の者 500円																																																								
ゴルフ場	1人1回		19,900円																																																								
野球場(富士見公園に設けるものに限る。))	1回(2時間以内)		2,500円																																																								
球技場	入場料その他これに類する料金を徴	全面利用 4分の3 全面利用	1回(1時間以内) 18,140円																																																								
		半面利用	同(同) 17,280円																																																								

改正後					改正前				
	収しない場合	4分の1面利用	同(同)	8,640円		収しない場合	4分の1面利用	同(同)	8,640円
	入場料その他これに類する料金を徴収する場合		同(同)	33,230円		入場料その他これに類する料金を徴収する場合		同(同)	33,230円
球技場照明施設			1基 1回 (同)	10,800円	球技場照明施設			1基 1回 (同)	10,800円
球技場特別室			1箇所 1回 (同)	1,620円	球技場特別室			1箇所 1回 (同)	1,620円
球技場放送室			1回 (同)	1,510円	球技場放送室			1回 (同)	1,510円
球技場テレビ・ラジオ中継室			同(同)	1,510円	球技場テレビ・ラジオ中継室			同(同)	1,510円
球技場関係者室			1箇所 1回 (同)	1,080円	球技場関係者室			1箇所 1回 (同)	1,080円
多目的屋内施設会議室			同(同)	1,850円	多目的屋内施設会議室			同(同)	1,850円
多目的屋内施設シャワー室			同(同)	8,640円	多目的屋内施設シャワー室			同(同)	8,640円
多目的屋内施設ロッカー室			同(同)	930円	多目的屋内施設ロッカー室			同(同)	930円
多目的屋内施設多目的室			同(同)	2,470円	多目的屋内施設多目的室			同(同)	2,470円
野球場照明施設(大師公園に設けるものに限る。)			同(同)	6,000円	(新設)				

改正後						改正前							
駐車 場	テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）		1面 1回	(同)	750円	駐車 場	(新設)						
	大師公園及び生田緑地	普通自動車	1台	1時間まで	200円		生田緑地	普通自動車	1台	1時間まで	200円		
			1回	超過時間30分までごとに	100円				1回	超過時間30分までごとに	100円		
		準中型自動車	1台	1時間まで				500円	準中型自動車	1台	1時間まで		500円
				1回	超過時間30分までごとに			250円			1回	超過時間30分までごとに	250円
	富士見公園	普通自動車	1台	20分までごとに	100円		富士見公園	普通自動車	1台	20分までごとに	100円		
			1回						1回				
	富士見公園	準中型自動車	1台	20分までごとに			400円	富士見公園	準中型自動車	1台	20分までごとに		400円
				1回							1回		
備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、						備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、							

改正後	改正前
<p>それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。</p>	<p>それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。</p>
<p>4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。ただし、ゴルフ場、球技場及び駐車場（富士見公園に設けるものに限る。）にあっては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。</p>	<p>4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。ただし、ゴルフ場、球技場及び駐車場（富士見公園に設けるものに限る。）にあっては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。</p>
<p>（指定管理者）</p>	<p>（指定管理者）</p>
<p>第18条の2 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に都市公園又はその一部の区域の管理を行わせることができる。</p>	<p>第18条の2 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に都市公園又はその一部の区域の管理を行わせることができる。</p>
<p>（1） 都市公園又はその一部の区域の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</p>	<p>（1） 都市公園又はその一部の区域の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</p>
<p>（2） 事業計画書の内容が、都市公園又はその一部の区域の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減等管理の効率化が図られるものであること。</p>	<p>（2） 事業計画書の内容が、都市公園又はその一部の区域の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減等管理の効率化が図られるものであること。</p>
<p>（3） 事業計画書の内容に沿った都市公園又はその一部の区域の管理を安定して行う能力を有すること。</p>	<p>（3） 事業計画書の内容に沿った都市公園又はその一部の区域の管理を安定して行う能力を有すること。</p>
<p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p>
<p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p>	<p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p>
<p>（指定管理者が行う管理の基準）</p>	<p>（指定管理者が行う管理の基準）</p>
<p>第18条の3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、都市公園又はその一部の区域の管理を行わなければならない。</p>	<p>第18条の3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、都市公園又はその一部の区域の管理を行わなければならない。</p>
<p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p>	<p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p>
<p>第18条の4 指定管理者は、第7条第2項の承認に関する業務その他の都市公園又はその一部の区域の管理のために必要な業務を行わなければならない。</p>	<p>第18条の4 指定管理者は、第7条第2項の承認に関する業務その他の都市公園又はその一部の区域の管理のために必要な業務を行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（令和3年5月 日条例第 号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第6条第2項の表の改正規定（「生田緑地」を「大師公園及び生田緑地」に改める部分を除く）は、令和3年8月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用の承認その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第18条の2第1項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った利用の承認その他行為とみなす。</p>	

市内の野球場等における管理運営の変更に係るパブリックコメントの実施結果について

1 概要

川崎区内にある小田球場、桜川球場、池上新田球場について、すでに指定管理者による管理を実施している大師公園（大師球場含む）と併せて包括的に管理する施設とすること及び等々力球場の屋内野球練習場の供用時間を変更することについて、市民の皆様の御意見を募集しました。

市民の皆様から次のとおり御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	市内の野球場等における管理運営の変更について
意見の募集期間	令和3年3月15日（月）～令和3年4月15日（木）
意見の提出方法	郵送、持参、ファックス、電子メール
意見の周知方法	ホームページ及び市政だよりへの掲載 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、建設緑政局緑政部みどりの管理課他）
結果の公表方法	ホームページへの掲載 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、建設緑政局緑政部みどりの管理課他）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	2通（14件）	
内 訳	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）
	ファックス	0通（0件）
	電子メール	2通（14件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントを実施した結果、おおむね提案の趣旨に沿ったもののほか、今後の野球場管理の参考とする御意見、野球場管理のあり方に対する御質問をいただきました。御意見については、今後の施策・事業の推進の参考とし、当初の考え方のとおり、川崎区内の小田球場、桜川球場、池上新田球場への指定管理者制度導入及び等々力球場の屋内練習場供用時間変更の手続きを進めます。

●御意見の件数と対応区分

項 目	A	B	C	D	E	合計
(1) 野球場等の管理に関すること				9		9
(2) 等々力球場の屋内野球練習場の供用時間変更に関すること		2				2
(3) その他					3	3
合 計		2		9	3	14

【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の施策・事業を進めていく中で、参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 野球場等の管理に関すること (9件)

	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	区分
1	指定管理者制度の導入により、市民サービスは向上するのか。月2回の草刈りは夏場に増えるのか。また、草刈り後の集草はやってもらえるのか。	近接する四球場を同一の管理者により一括管理することで、同一水準の維持管理がなされ、市民サービスの向上につながると考えております。草刈りについては、同程度の頻度の実施を想定しております。	D
2	小田球場の人工芝の管理や、ライト側フェンス下の土の崩れなどに早急に対応してもらえるのか。	軽微な修繕等を除き、野球場設備の修繕は指定管理者制度の導入後も市が実施します。御意見のあった野球場の設備の修繕については、現地を調査し、必要に応じて適切に対応してまいります。	D
3	池上球場の内野土の掘り起こしや、ダッグアウトの移動などに対応してもらえるのか。		
4	指定管理者制度を導入しない野球場の維持、修繕に関する計画はだれがどのように策定するのか。	野球場の修繕、維持については、市が必要な措置を適切に実施してまいります。	D
5	野球場の維持、修繕に関する指定管理者との協議、連絡調整はどの部署が行うのか。	野球場設備の修繕は原則として市が実施しますが、運営全般についての指定管理者との協議は、建設緑政局みどりの管理課及び川崎区道路公園センター管理課が連携して行います。	D
6	平日の利用率向上の目標値を川崎市は持っているのか。	民間事業者の持つノウハウや創意工夫によって、利用率が低い平日昼間に様々な有効活用がされることを想定しております。	D

7	平成 31 年度の収入実績では、各球場に平日、休日に一人ずつ人員を配置すると採算が合わないと思われるが、その場合、指定管理者に市から補助金が出るのか。	各施設の維持管理にかかる費用と、各施設からの収入を精査し、適切な維持管理を実施するにあたり不足すると想定される分の金額は、指定管理料として支払います。	D
8	指定管理者に市は何を期待しているのか。利用率の向上及び使用料収入の増加を期待しているのか。	近接する四球場について、同一の管理者が包括的に管理することで、効率的、効果的に維持管理がなされ、サービスの平準化が図られること、また、民間事業者の持つノウハウや創意工夫によって、利用率が低い平日昼間に様々な有効活用がなされ、地域貢献されることを期待しております。	D
9	平日昼間の有効活用策の提案を、指定管理者募集の要件とするのか。	平日の利用率向上についての提案をいただくことを想定しております。	D

(2) 等々力球場の屋内野球練習場の供用時間変更に関すること (2 件)

10	等々力球場の屋内野球練習場の供用時間変更には賛成である。	いただいた御意見を踏まえ、施設利用者のニーズを適切に把握しながら、利便性向上の取組を進めてまいります。	B
11	現在の練習場の利用時間は、等々力球場の利用時間と異なるため、供用時間変更は賛成である。		

(3) その他 (3 件)

12	利用者が気付いた改善点や提案等について、話し合える場所を設定してほしい。	今後も、利用者からの意見収集を行うとともに、必要に応じて意見交換の場を設けるなど、利用者ニーズの把握に努めてまいります。	E
13	各球場施設について、中長期的な予算を計画的に計上してほしい。	必要な予算については、適切に計上してまいります。	E
14	各球場を管理するうえで、必要な専門知識を持った職員を養成してほしい。	各野球場が安全かつ快適に利用いただけるよう、本市職員と指定管理者が連携し適切に管理してまいります。	E